

國學院大學學術情報リポジトリ

古代の狹井神社について：
大神氏との関係性を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2025-03-19 キーワード (Ja): 狹井神社, 大神神社, 率川神社, 荒魂, 大神氏 キーワード (En): 作成者: 鈴木, 顕房, Suzuki, Akifusa メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001494

古代の狹井神社について

— 大神氏との関係性を中心に —

鈴木顕房

はじめに

奈良県桜井市に鎮座する大神神社の北側、三輪山から流れ出る狹井川付近に摂社である狹井神社は鎮座する。『延喜式』には城上郡三十五座の中に「狹井坐大神荒魂神社五座」とあり、大神神（『大物主神』の荒魂を祭る神社とある。七世紀末から八世紀初頭頃に成立したとされる神祇令には三月に大神神社と狹井神社を対象とした鎮花祭が規定されており、この二社は国家からの崇敬が厚かったことが窺える。

古代の狹井神社については本社である大神神社に付随して語られることが多い^①。その中で、狹井神社はおもに鎮花祭との関係性から考察が行われてきた。西田長男氏は、鎮花祭において本社である大神神社よりも摂社の狹井神社に捧げられる祭料の方が数量的に多いことに着目し、古代の人々は神の和魂としての側面よりも荒魂としての側面の方に一層の畏敬・畏怖の念を抱いていたとする^②。青木紀元氏は、鎮花祭は三輪の地で三輪の氏族（大神氏）が三輪の神（本社大神神社の御祭神）を祭る大神祭と異なり、国家的立場による祭祀であることを強調する^③。狹井神社については元来は井の神であり、地域的・氏族的

背景が薄いといった推定から、「鎮花祭という公的な祭を行なうには、三輪の本社よりも、狹井神社の方が適合している」とする。^①

二氏が指摘するように、狹井神社を考える上では鎮花祭は重視すべきであるが、これ以外にも、大神神閏連の神祇令祭祀には三枝祭が上げられる。『令義解』巻第二神祇令第六と『令集解』巻第七神祇令第六「令釈」^②からその概要を述べると、率川神社で行われる祭祀であり、酒樽を三枝花で飾ることからその名がついたとある。

宮地治邦氏は、『延喜式』巻第一四時祭上に見られる三枝祭の幣帛が鎮花祭のものと共通することから三枝祭も鎮花祭と同様に疫病鎮圧を目的とした祭祀であったとする。^③ こうした鎮花祭と三枝祭の祭祀構造に着目したのが藤森馨氏である。藤森氏は、鎮花祭と三枝祭というのは国家により設置された祭祀であり、その祭祀構造上の特徴として、「国家が奉幣使などを通じて直接奉祭することなく、在地の氏族（神主・祝部）を媒介として間接的に奉祭する点にあった」とする。^④

さらに、大神神社と狹井神社にて執り行われる鎮花祭の祭祀執行者は「令釈」から祝部であることが窺えるも、こうした形式は平城京遷都以降のものであり、それ以前の鎮花祭は大神氏

の氏上が祭祀執行者であった可能性が高いと指摘する。^⑤

ここまで、先行研究を概観してきたが、青木氏は古代の狹井神社の性格について元来は井の神であり、地域的・氏族的背景が薄いとする。一方、藤森氏は鎮花祭が国家側による祭祀としつつも、在地の氏族（神主・祝部）を重視しているとする。藤森氏の観点からすれば、地域的・氏族的背景が薄い神社であったと言い難いようにも思われる。

このように狹井神社の性格を曖昧にしている要因として、おもに鎮花祭との関わりの中でしか触れられる機会が無かったことが大きく影響している。狹井神社を理解する上で鎮花祭との関係性は重要であるが、鎮花祭と同様の性格を有するとされる三枝祭について「令釈」を見ると、「大神祭祀。此云龜靈和霊祭。古記无別」^⑥とある。ここから、祭祀を行う場所は率川神社であったが、その祭祀対象というのは大神神社と狹井神社の御祭神である大神神の和魂・荒魂であったと考えられる。つまり、狹井神社の性格を考える上では鎮花祭のみならず、三枝祭を踏まえた上で考察を行う必要がある。

以上を踏まえ、まず鎮花祭と三枝祭の祭祀形態を確認した上で、古代の狹井神社と現地の氏族である大神氏との関係性について考察を行う。両者の関係性を明確にすることで、和魂を祭

るとされる大神神社とは異なる狹井神社の性格というのが見え
てくると考える。

一、鎮花祭と三枝祭から見た狹井神社

それでは、『令義解』⁽¹²⁾「令釈」⁽¹³⁾から鎮花祭の祭祀形態を確認し
たい。

謂。大神狹井二祭也。在「春花飛散之時」。疫神分散而行「病。
為「其鎮遏」。必有「此祭」。故曰「鎮花」。

釈云。大神狹井二処祭。大神者。祝部請「受神祇官幣帛」祭
之。狹井者。大神之龜御霊也。此祭者。花散之時。神共散
而行「疫已」。為「止」此疫「祭之也」。古記无「別」。

『令義解』には、春の花が散る時に疫神が分散する。それを
鎮めるため、この祭を行うとある。その祭祀形態について「令
釈」を見ると、祝部が神祇官の幣帛を受け取って祭るとされて
おり、「古記无「別」とあることから、この記述は天平十（七三八）
年頃まで遡ると考えられる。

次に、鎮花祭の祭祀執行者とされる祝部について触れたい。
そもそも祝部とはどういう立場の存在なのか。まず、この点を

明らかにしていくために、『令義解』巻第一職員令第二と『令
集解』巻第二職員令第二ノ一を確認したい。

謂。為「祭主」賛辞者也。其祝者。国司於「神戸中」簡定。即
申「太政官」。若无「戸人」者。通取「庶人」也。

（前略）古記云。問。祝部何人。答。取「神戸之内」。又无「
神戸」所者。在「祝部一人身」。或国司選定進上也。或神祇
官遣「使卜定」也。（後略）

『令義解』と『令集解』引用の古記を見る限り、例外的措置
等が見られるが、基本的に祝部とは神社の神戸から選ばれた神
職と考えられる。塩川哲朗氏は祝部の性格についてより詳しく
言及しており、「祝部は国家機構によつて選定される在地神職
であり、神祇官によつて管掌される点では、神祇官の地方末端
官人とも言ふことができる」と述べている。⁽¹⁶⁾

祝部とその基盤である神戸を考える際には現地の奉斎氏族と
の関係性が一つ重視される。藤森氏は『類聚三代格』巻第一神
社公文事から、貞観七（八六五）年以前の祝部選定にあたつて
は奉斎氏族の中から補任されることもあったと指摘する。⁽¹⁷⁾また、
大関邦男氏は、祝部の基盤である神戸については国家側が設定
するとしつつも、その設定にあたっては在地の奉斎集団から編

成された可能性が高いと指摘する⁽¹⁸⁾。このように、国家が選定・設定する祝部・神戸についても、現地の奉斎氏族との関係性が窺える。

大神神を祭る奉斎氏族としては大神氏が上げられる。橋本輝彦氏は、大神氏の基盤について古墳時代中期より大神氏の前身集団が三輪山西麓に集落を構えていた可能性が高いと指摘する⁽¹⁹⁾。さらに、現在大神神社の摂社である大直禰子神社の下層から、七世紀代に遡る堀立柱建物群が検出されており、これについては大神氏の居宅と推定されている⁽²⁰⁾。大神氏の基盤というのは古墳時代中期より三輪山西麓にあった可能性が高く、大神神社と狭井神社の祝部・神戸は三輪山西麓に位置した大神氏の基盤から選定・編成されたとも考えられる。ここから、『令義解』「令釈」において、特に明記されてはいないものの、鎮花祭では大神氏が祝部として、祭祀に関与していたとも想定される。国家が祝部を選定する際、神社の神戸が一つ重視されたわけだが、大神神社と狭井神社の神戸は天平二(七三〇)年度の『大倭国正税帳』⁽²¹⁾（以下、『正税帳』）と『新抄格勅符抄』神事諸家封戸（神封部）「大同元年牒」⁽²²⁾（以下、「大同元年牒」とする）から確認がとれる。ここから、鎮花祭の祭祀執行者とされる祝部は二社の神戸から選定されたと考えられる。

表 1 大神神社と狭井神社の神戸

神社		「正税帳」	「大同元年牒」
①	大神大物主神社	大神神戸	大神神 百六十戸 ^{大和四十五戸 摂津二十五戸 遠江十戸 美濃五十戸 長門三十戸}
②	狭井坐大神荒魂神社	佐為神戸	佐為神 二戸 ^{大和}

ここで気になるのが二社の神戸が区別されていたことである。恐らく、神戸から選定された祝部についても同じく区別されていた可能性が高い。このように見ると、鎮花祭では二社とも自社の神戸から選定された祝部のみによって祭祀が執り行われた可能性が考えられる。つまり、鎮花祭において、大神神社の祝部は大神神社の祭祀のみに関与し、狭井神社には一切関与せず、その逆もまた然りという祭祀形態がとられたのではない。こうした大神神社と狭井神社の神戸の在り方というのは鎮花祭の祭祀形態を考える以外にも、大神氏との関係性を考える上で重視すべきものがある。これについてはまた後で触れたい。ここまで鎮花祭の祭祀形態を確認してきたが、率川神社に行われる三枝祭はどうであったのか。『令義解』⁽²³⁾と「令釈」⁽²⁴⁾からその祭祀形態を確認したい。

謂。率川社祭也。以三枝花^一。飾酒罇^二祭。故曰三枝^三也。

釈云。伊謝川社祭。大神氏宗定而祭。不定者不祭。即大神族類之神也。以三枝花^一。嚴罇而祭。大神祭供。此云^三龜靈和靈祭。古記无^レ別。

祭祀の性格などは先でも確認したため省くが、鎮花祭と異なる点として、大神氏の氏宗（恐らく氏上のこととされる）が定まらなければ祭祀を行わないとしており、大神氏の氏上の関与を重視している。

それでは、鎮花祭と同様の防疫祭祀でありながら、三枝祭において大神氏の氏上を重視した背景とは何であったのか。藤森氏は、「令釈」に見える三枝祭の祭祀形態は平城京遷都を契機に整備されたとしており、『続日本紀』慶雲四（七〇七）年九月丁未（十二日）条の大神朝臣安麻呂が氏上に任命された記事というのも、大神氏の氏上を重視する三枝祭の整備にあたって行われたと推測する。平城京遷都以前については、鎮花祭は大神氏の氏上が、三枝祭の方は祝部が祭祀を執り行っていた可能性が高いとしており、「平城京遷都が行われ、その域内に率川社が取り込まれる過程で、三枝祭は大神氏の氏宗の祭祀と位置づけられるようになったように思われる」と述べている。²⁶⁾つま

り、藤森氏は、平城京遷都以前と以後で鎮花祭と三枝祭の祭祀執行者が逆転したと推定する。

この指摘は重視すべき点も多く見られ、特に三枝祭の祭祀の場である率川神社と平城京の関連性は注目すべきであろう。²⁷⁾ただし、筆者としては藤森氏の平城京遷都以前と以後で鎮花祭と三枝祭の祭祀執行者が逆転したとする点には、まだ検証の余地が残るものと考ええる。そのため、本稿ではやや異なる観点から三枝祭の祭祀執行者について少しばかり考えたい。

先でも確認したように、鎮花祭では祝部が祭祀執行者として規定されたが、その祭祀に大神氏が関与していた可能性も想定される。ここから、鎮花祭と三枝祭の相違点としては、なぜ後者の方に大神氏の氏上を重視するような規定を設けたのかという点が上げられる。これを考える上では三枝祭が行われた率川神社が平城京左京に鎮座していたことから、やはり、平城京遷都が行われた八世紀初頭頃の国家の動向に目を向ける必要がある。特に『古事記』『日本書紀』（以下、『記紀』とする）の編纂というのが三枝祭の祭祀形態に与えた影響が大きかったと考える。

『記紀』には、大神神関連の防疫祭祀を考える上で欠くことのできない三輪山祭祀伝承が記される。そこでは、大神氏らの

祖とされるオオタネコを神主とし、大物主神を祭ることを重視する。これは「令釈」の「大神氏宗定而祭。不⁽²⁶⁾定者不⁽²⁶⁾祭」と密接な関連性が見られる。

『記紀』編纂の過程として、『古事記』はその序文で和銅四(七一一)年九月に撰録が開始され、和銅五(七一二)年正月二十八日に太安万侶が奏上したとある。⁽³⁰⁾ 一方、『日本書紀』はそれより遅れて和銅七(七一四)年二月戊戌(十日)に撰録が開始され、養老四(七二〇)年五月癸酉(二十一日)に舎人親王が紀三十卷、系圖一卷を奏上したとある。⁽³²⁾ 八世紀初頭頃の『記紀』編纂と奏上に至るまでの流れは、平城京左京に鎮座する率川神社にて行われる三枝祭にとっては無視できるものではなかったと考えられる。「令釈」に見られる大神氏の氏上を重視する祭祀形態というのは『記紀』の三輪山祭祀伝承との整合性を保つために八世紀初頭に整備されたのではないか。⁽³³⁾

三枝祭において大神氏の氏上が重視された背景としては、平城京遷都以前の鎮花祭の祭祀形態を引き継いだというよりも、祭祀の場が平城京左京であり、その遷都時期である八世紀初頭頃の国家の動向(『記紀』編纂)というのが影響を与えた結果であると考ええる。このように見ると、三枝祭の成立時期というのも大宝元(七〇一)年以前にまで遡るのだろうか。今後検討

する必要があると思われる。⁽³⁴⁾

二、古代の狹井神社と大神氏

ここまで、鎮花祭と三枝祭の祭祀形態について確認を行ってきた。二祭において大神神の和魂・荒魂を祭るのは、国家の防疫祈願という観点に立てば大変重視されたと考えられる。特に三枝祭は、祭祀の場と八世紀初頭頃の『記紀』編纂との関連性から、祭祀執行者として大神氏の氏上を殊更重視する規定が設けられたと考えられる。このように見ると、鎮花祭と比較して三枝祭の祭祀執行者というのは、国家側の理念というのがより強く反映されたものであったと考えられる。

三枝祭同様、大神氏の氏上を祭祀執行者として重視する神祇令祭祀に相嘗祭がある。『日本書紀』天武天皇五(六七六)年十月丁酉(三日)条「祭⁽³⁵⁾幣⁽³⁵⁾帛於相新嘗諸神祇」を初出記事とし、対象神社は畿内の大社とされる。相嘗祭も三枝祭と同様、国家側の要請により開始された祭祀とされつつも、その祭祀形態は各神社の奉斎氏族によって祭られることを重視した神祇令祭祀とされる。⁽³⁶⁾ 「令釈」⁽³⁷⁾には各対象神社と奉斎氏族が列記されており、大神神社の場合、大神氏の氏上がその祭祀執行者とし

て関与していた。

塩川氏は相嘗祭の幣帛である酒料稲に着目し、国家から直接酒を供出ししない点について、「新穀から神酒を醸造する行為は各神社側に行われるものであるという慣例があったため」とする。⁽³⁸⁾これは『延喜式』巻第一神祇一四時祭上に見える三枝祭の幣帛にも、「酒料稲一百束、⁽³⁹⁾税」とあることから、大神氏の氏上を重視した三枝祭にも、こうした祭祀形態は引き継がれたのだろう。

相嘗祭の対象社としては大神神社のみであることが窺え、狭井神社は見られない。これは狭井神社の社格が小社であったからだと考えられる。⁽⁴⁰⁾神祇令祭祀以外に、大神氏と大神神との関係性を重視する祭祀として平安時代前期頃に公祭とされる大神祭⁽⁴¹⁾がある。大神祭はもともと大神氏による氏神祭祀であったものを国家の祭祀として取り込んだものと考えられている。⁽⁴²⁾その祭祀対象社としては大神神社はいくまでもないが、それ以外は日向王子と玉列王子とされる。⁽⁴³⁾この二社は『延喜式』巻第九神祇九神名上にて、大和国城上郡三十五座の中に見られる「神坐日向神社^{大月次新嘗}」「玉列神社」と考えられる。⁽⁴⁴⁾

ここで着目したいのが狭井神社が祭祀対象社に加えられていない点である。藤森氏も指摘するように、国家側からすれば大

神神（和魂・荒魂）は防疫神であり、⁽⁴⁵⁾その祭祀には『記紀』の三輪山祭祀伝承のように大神氏が関与する必要があったと考えられる。こうした国家側の理念を忠実に再現したのが三枝祭であったのだろう。しかし、これが大神氏族内での氏神祭祀になると、大神氏が氏神として仰いでいたのは大神神社であり、狭井神社はその点において明確に区別されていたと考えられる。

それでは、三枝祭において、大神氏の氏上が大神神（和魂・荒魂）の祭祀に関与することが重視された点はどうのように考えればよいのか。大神氏にとって大神神の和魂は氏神であるからわかるものの、本来、荒魂は関係性の希薄な神であったと考えられる。これを考える際には、三枝祭が国家の要請により開始された祭祀であったという点が一つ重視される。大神氏のように、国家側の要請により氏神とはまた別の神を祭っていたとされる氏族として津守氏が上げられる。津守氏は氏神として摂津国住吉郡の大海神社を奉斎していたとされるが、国家側の要請により同国同郡の住吉神社の祭祀に関与するようになったとされる。⁽⁴⁶⁾これは出雲国造と杵築大社の関係性にもいえることであろう。出雲国造は氏神として出雲国意宇郡の熊野神社を奉斎していたが、『日本書紀』神代下第九段（二書第二）⁽⁴⁷⁾からもわかるように、国家から同国出雲郡の杵築大社の祭祀を執り行うよ

うに任命された。⁽⁸⁾

古代においては、国家側の要請により自らの氏神でない神社の祭祀に関与していた氏族の存在が見られ、大神氏もそうした氏族の一つであったと考えられる。三枝祭は鎮花祭と比較しても、『記紀』の三輪山祭祀伝承との密接な関連性を意識しており、その祭祀形態も国家側の理念がより強く反映されたと考えられる。本来、大神氏にとつての氏神は大神神の和魂のみであったが、国家の要請により三枝祭では荒魂への祭祀にも関与する必要が生じたのではないか。

大神氏と大神神社・狹井神社の関係性について確認してきたが、そこで忘れてはならないのが二社の神戸である。先でも確認したように、二社の神戸は『正税帳』と「大同元年牒」から、区別されていたことが窺えた。このように、二社の神戸が区別された背景というのも、大神氏との関係性が深く関わっているのではないか。

神戸については国家によって設定されるものではあったが、その際、現地の奉斎氏族の基盤から編成されていた可能性が示唆されている。この場合、大神氏は自身の氏神である大神神社のために、自身の基盤（の一部か）を神戸とすることを承諾したとも考えられる。しかし、大神氏との関係性が希薄な狹井神

社の神戸についてはまた別の基盤から編成された、あるいは国家が新たに設置した可能性が考えられる。

これは狹井神社の性格を考える上でも重視すべき点であり、また別の観点から考察を行う必要がある。そこで、狹井神社と同様に神の荒魂を祭る他の神社と比較検証しながら考察したい。

三、古代における神の荒魂 住吉神社と広田神社

古代において、神の荒魂を祭る神社として狹井神社以外には住吉三神の荒魂を祭る長門国の住吉神社、伊勢の内宮・外宮の荒魂を祭る荒祭宮と高宮、摂津国の広田神社などがある。本稿では、長門国の住吉神社と摂津国の広田神社を取り上げ、神の和魂・荒魂について神戸と奉斎氏族に着目しながら考察を行う。⁽⁹⁾

まず、長門国の住吉神社は『延喜式』巻第十神祇十神名下に長門国豊浦郡の一社とされ、「住吉坐荒御魂神社三座^{並名}神大³⁰」とある。豊浦郡五座のうち三座の神が鎮座しており、唯一の大神大社であった。一方、住吉三神の和魂を祭るとされる摂津国の住吉神社について『延喜式』巻第九神祇九神名上には、摂津国住吉郡二十二座「住吉坐神社四座^{並名神大、月次相嘗新嘗}」⁽³²⁾とあり、神祇令祭祀として祈年祭、月次祭、新嘗祭の班幣に預かり、相嘗祭の

対象社であつたことがわかる。

このように、二社は住吉三神の和魂・荒魂を祭る神社とされた。二社の神戸については「大同元年牒」をもとに確認したい。そこには、「住吉神 二百三十九戸（撰津五十戸 丹波一戸 播磨八十二戸 安芸二十戸 長門六戸）」とあり、撰津国と長門国を含めた五国に神戸を有していたことがわかる。この神戸は撰津国の住吉神社のものであつたが、長門国六十六戸の神戸について、『延喜式』卷第三神祇三臨時祭条には長門国の神戸から収獲された租穀は、その神戸の徭夫が撰津国の住吉神社まで運ぶように定められていた。ただし、豊浦郡の神戸の徭夫は御蔭社にあてるとある。⁽⁵⁴⁾

ここに見られる御蔭社は長門国豊浦郡五座の中を確認しても見当たらない。これについて『日本三代実録』貞観十七（八七五）年十月八日条に見られる「住吉荒御影神」との関係性から、この御蔭社を長門国の住吉神社に比定する指摘がある。⁽⁵⁵⁾とするならば、「大同元年牒」に見られる住吉神の神戸は基本的に撰津国の住吉神社のためのものであるが、長門国六十六戸のうち、とりわけ豊浦郡の神戸は長門国の住吉神社のために機能していた可能性が高い。細かな視点で見ると、長門国の住吉神社の神戸（の一部か）というのは撰津国の住吉神社とは区別されてい

たと考えられる。

次に、二社の奉斎氏族を確認したい。住吉三神の和魂を祭る撰津国の住吉神社は相嘗祭の対象社であり、「令釈」から津守氏が祭祀執行者として関与していたことがわかる。⁽⁵⁶⁾一方、荒魂を祭る長門国の住吉神社の奉斎氏族に関するものとして、『日本書紀』神功皇后摂政前紀が上げられる。

（前略）於是。從_レ軍神表筒男。中筒男。底筒男。三神誨_二皇后曰。我荒魂令_レ祭_二於穴門山田邑_一也。時穴門直之祖踐立。津守連之祖田裳見宿禰。啓_二于皇后_一曰。神欲_レ居之地必宜_レ奉_レ定。則以_二踐立_一為_二祭_二荒魂_一之主_上。仍祠立_二於穴門山田邑_一。（後略）

そこには、神功皇后が住吉三神の荒魂を祭るよう穴門直の祖である踐立に命じたとあり、長門国の住吉神社の奉斎氏族の存在を窺わせるものである。ここで気になるのが和魂を祭る撰津国の住吉神社の奉斎氏族である津守氏とは異なるという点である。このように、神の和魂・荒魂で奉斎氏族が異なるというのは一体どういうことなのか。

古代の神祇祭祀については神が鎮座した地域の人々やそこに居住する氏族がその祭祀に関与することが重視され、国家側はそれに間接的にしか関与することができなかったとされてい

る。⁽³⁸⁾ 以上を踏まえた上で、住吉神の和魂・荒魂について考えてみると、住吉三神の和魂が鎮座した「大津・淳中倉之長峽」は大阪湾に突出していた台地の基部とされ、津守氏はその大阪湾全体を支配していたと考えられている。⁽³⁹⁾ つまり、大阪湾付近に鎮座した神を祭る氏族として、その地を支配していた津守氏がその立場となったのであろう。

住吉三神の荒魂はというと、穴門の山田邑に鎮座したとあり、その祭祀を行うよう命じられたのがその地名をウジナとする穴門直の祖とされている。二社の奉斎氏族は神の鎮座した地と関わり深い氏族が採用されており、ここから、神の御魂が鎮座した地によって奉斎氏族も異なってくると考えられる。

それでは、天照大神の荒魂を祭る摂津国の広田神社はどうであったのか。『延喜式』巻第九神祇九神名上には摂津国武庫郡四座の中に、「広田神社名神大、月⁽⁴⁰⁾次相嘗新嘗」とある。ここから、広田神社は祈年祭、月次祭、新嘗祭の班幣に預かっており、相嘗祭の対象社にも位置付けられていた。「大同元年牒」には、「広田神四十一戸⁽⁴¹⁾」とあり、神戸の存在が確認できている。広田神社同様、天照大神を祭る伊勢神宮の神戸については、「伊勢大神一千百三十戸⁽⁴²⁾大和百一戸伊賀二十戸伊勢九百四十四戸志摩⁽⁴³⁾一千百六十五戸尾張四十戸參河二十戸遠江四十戸」とあり、広田神社とは別に記載されていることから二社の神戸は区別さ

れていたことがわかる。

広田神社は相嘗祭の対象社であったことから、現地の奉斎氏族の存在が示唆される。しかし、「令釈」にはその記載が見えない。一方、『延喜式』巻第二神祇二四時祭下の相嘗祭神七十一座には広田神社が見えることから、八世紀前半頃には相嘗祭の対象社では無かったのだらう。広田神社の奉斎氏族を明確に知ることは難しいが、『日本書紀』神功皇后摂政元年二月条には以下のようにある。

(前略) 更還^レ務古水門^ニ而卜之。於是天照大神誨之曰。我之荒魂不可^レ近^ニ皇居^ニ。当^レ居^ニ御心広田国^ニ。即以^ニ山背根子之女葉山媛^ニ令^レ祭^ニ。(後略)

広田神社の創祀に関わる記事であり、天照大神の荒魂は山背根子の娘である葉山媛に祭らせたとある。ここから、相嘗祭における祭祀執行者としては葉山媛の系譜に関わる氏族であったとも想定される。

ここで気になるのが広田神社の奉斎氏族が伊勢の内宮に坐す天照大神の祭祀奉仕者とは異なる存在であったことである。これを考える上では、先でも確認してきた摂津国の住吉神社(和魂)と長門国の住吉神社(荒魂)の奉斎氏族が異なることが重視されるのではないか。二社は鎮座した地が異なることから、

その鎮座地の氏族によって祭祀が執り行われた。『日本書紀』において、天照大神の荒魂の祭祀執行者として、伊勢の内宮のそれとは全く異なる葉山媛が任命されたことから、広田神社においてもその鎮座地と関わり深い氏族が採用されたのだらう。^{⑥⑤}

ここまで、神の荒魂を祭る長門国の住吉神社と摂津国の広田神社を取り上げて確認を行ってきた。二社は、和魂を祭る神社とはその奉斎氏族が異なることが窺え、それは、和魂・荒魂の鎮座した地がそれぞれ異なることによるものと考えた。そして、奉斎氏族が異なるのと関連するように、神戸についても区別されていた点は重視すべきである。

神の和魂・荒魂の奉斎氏族が異なること、それと関連するように神戸が区別されるといった点は狹井神社と大神氏の関係性を考える上でも重視される。先で確認したように、狹井神社は大神神社と神戸が区別され、大神氏との関係性も大神神社と比較すると、希薄なものであった。ここから、狹井神社は三輪山西麓に基盤を置いていたとされる大神氏とは、大神神社ほど密接な関係性を結ぶには至らず、国家から設定された神戸も大神氏の基盤から編成されたものではなかった可能性が高い。

一方、気になる点として、長門国の住吉神社と摂津国の広田神社の二社は、和魂を祭る神社とはその奉斎氏族が異なる理由

として、鎮座地が異なる点が上げられる。これに対して、大神神社と狹井神社は三輪山西麓に位置しており、鎮座地が異なるとは言い難いようにも思われる。最後に、三輪山西麓の二社の鎮座地について、考古学の研究成果を踏まえながら考察を行う。

四、三輪山祭祀関連遺跡と神社鎮座地

現在、大神神社と狹井神社が鎮座する付近には三輪山を源流とする小河川が流れており、二社の背景を考える上で重視される。というのも、この二つの小河川付近には古墳時代の三輪山祭祀関連遺跡が立地していたことが指摘されている。大神神社の南側を流れる小河川付近には禁足地が位置する。禁足地とその前面に建てられている拝殿からは、四世紀代から七世紀代にかけての土師器と須恵器、子持勾玉や石製模造品の白玉が出土している。^{⑥⑥}

狹井神社が鎮座する狹井川周辺に位置する祭祀関連遺跡では山ノ神遺跡や奥垣内遺跡が巨岩と関連するものとして知られる。山ノ神遺跡からは、小型素文銅鏡、碧玉製勾玉、水晶製勾玉、鉄片、石製模造品、土製模造品、土師器や須恵器片等が出土している。奥垣内遺跡からも石製模造品や土製模造品は出土

するものの、陶質土器や多量の須恵器が特筆される。二つとも四世紀後半や末頃まで遡る遺物が見られるが、五世紀代から六世紀代の時期を一つ主体とすると考えられている^⑥。

この二つの小河川付近に位置する祭祀関連遺跡は時期の重なる部分が見られるものの、それぞれの小河川付近で継続して祭祀的行為が執り行われていたと考えられる。ここから、古墳時代の三輪山祭祀においても、こうした祭祀の場の区別がなされていた可能性が高い。そのうち、禁足地については大神神社の成立を考える上で重視される。拙稿では古墳時代より禁足地に行われていた祭祀を背景として、七世紀中頃以降に、古代大神神社の「神宮」が禁足地に建てられた可能性が高いと指摘した^⑦。つまり、禁足地は古代大神神社の鎮座地であったとも想定される。一方、狹井神社は狹井川周辺に位置した祭祀関連遺跡との関係性が重視される。古墳時代以来、三輪山祭祀の場の一つに狹井川周辺があったことを背景に、そこは狹井神社の鎮座地に選定されたのではない^⑧。

こうした古墳時代の三輪山祭祀の場の区別というのは大神氏との関係性を考えるにあたって重視される。笹生衛氏は、六世紀から七世紀にかけて三輪山祭祀の場が禁足地へ固定化することと、大直禰子神社下層より検出された大神氏の居宅とされ

る遺構の建設・整備の時期との動きに関連性を見出し、この時期に大神氏が三輪山祭祀に深く関与するようになったと推定する^⑨。古代大神神社の鎮座地と想定される禁足地での祭祀に、大神氏が関与するようになったという指摘は重視される。

大神氏と三輪山の神の密接な関係性を示すものに『古事記』中巻崇神天皇段^⑩が上げられる。そこには、夜になると活玉依毗売のもとに訪ねてくる男がおり、共に過ごすうちに活玉依毗売が妊娠する。その男の正体を知るために、男の衣欄に通した針の麻糸を辿って行くと、三輪山の神社に着いた。そのため、男の正体が三輪山の神であると知り、麻糸が三勾残ったことから、その地を「美和」としたとある。大神氏の系譜と三輪山の神の密接な関係性を知るとともに、神が鎮座した三輪山麓の地名起源説話ともなっている。

これ以外にも、『古事記』中巻神武天皇段^⑪には狹井神社が鎮座した狹井川周辺に関わる記事が見られる。大物主神の娘とされ、後に太后となる伊須氣余理比売命の家が「狹井河之上」にあるとし、神武天皇はその家まで行き、一夜を共にしたとある。狹井川周辺が天皇と太后の関係性を示す重要な場面に登場することから、国家として重視すべき地であると認識されていたと考えられる。

『古事記』の三輪山関連記事を確認してきたが、崇神天皇段では、大神氏の系譜と三輪山の神との密接な関係性が示されていた。これは六世紀から七世紀の禁足地での祭祀を一つの画期としながら、大神神社（氏神）——大神氏（奉斎氏族）という関係性が次第に形成されたことと無関係ではないだろう。一方、神武天皇段の記事は大神氏と三輪山の神の関係性に全く触れない。ここから、三輪山麓といえど、狹井川周辺というのは大神氏との関係性が希薄であった可能性が高い。六世紀から七世紀にかけて、大神氏は禁足地における祭祀に関与するようになったが、狹井川周辺での祭祀は禁足地のものとは区別されていたことなどから、大神氏と密接な関係性を築くに至らなかったとも考えられる。

古墳時代の三輪山祭祀関連遺跡は現在の大神神社の南側を流れる小河川周辺に位置した禁足地と、狹井川周辺に位置した山ノ神遺跡・奥垣内遺跡といったように、大きく二系統の祭祀の場が存在した。こうした古墳時代における祭祀の場の区別といった歴史的背景をうけて、大神神社と狹井神社は成立した可能性が高い。二社は三輪山西麓の近接した位置に鎮座するが、その鎮座地は三輪山西麓の中でも細別されていた可能性が考えられる。先で確認してきた住吉三神と天照大神の和魂・荒魂の

奉斎氏族が異なる理由として、神の御魂の鎮座地が異なることを指摘したが、大神神社と狹井神社についても以上のことが当てはまると考えられる。

おわりに

ここまで、古代の狹井神社の性格について考察してきた。まず、大神神関連の神祇令祭祀である鎮花祭と三枝祭、そして大神神社と狹井神社の神戸の関係性などの確認を行った。ここから、大神神社は大神氏と密接な関係性（氏神——奉斎氏族）を有していたが、狹井神社は大神氏との関係性が希薄であることが窺えた。古代において大神神の和魂・荒魂と観念づけられていた二社のこうした違いを考えるためにも、住吉三神と天照大神の和魂・荒魂の関係性との比較を試みた。すると、この二神の和魂・荒魂もそれぞれ奉斎氏族が異なることが窺え、それは神の御魂の鎮座地が異なることが大きく影響していたと考えられる。

大神神社と狹井神社は三輪山西麓の近接した位置に鎮座しており、鎮座地が異なるとはいえないようにも思われる。しかし、細かな視点で見ると、二社の鎮座地は三輪山西麓の中でも区別されていた可能性が高い。その背景には、古墳時代の三輪山祭

祀関連遺跡が現在の大神神社の南側を流れる小河川周辺に位置した禁足地と、狹井川周辺に位置した山ノ神遺跡・奥垣内遺跡といったように、大きく二系統の祭祀の場に区別されていたことが深く関係したと考えられる。

六世紀から七世紀にかけて、大神氏は禁足地の祭祀と結びつき、大神神社（氏神）——大神氏（奉斎氏族）という関係性が次第に形成されたのだろう。一方、狹井川周辺は禁足地とは区別されていたことから、大神氏と密接な関係性を築くに至らず、狹井神社が成立してからもそれは変わらなかったのではないか。

註

- (1) 西山徳「律令時代の大神神社」(『増補 上代神道史の研究』、国書刊行会、一九八三年) 初版、一九六五年。論文の初出は一九六一年。阿部武彦「大神氏と三輪神」(『日本古代の氏族と祭祀』、吉川弘文館、一九八四年) 初出、一九七五年。
- (2) 西田長男「鎮花祭一斑」(『日本神道史研究』第三巻古代編下、一九七八年) 初出論文は上中下の三部構成であり、本書に収められているものはそれらを一つにまとめたものである。それぞれの初出は一九六七年。四二八頁を参照。
- (3) 青木紀元「鎮花祭と三輪の説話」(大神神社史料編修委員会編『大神神社史料』第四巻 拾遺篇、大神神社史料編修委員会、一九七四年) 初出、一九六六年。八二二頁を参照。

- (4) 青木氏註3文献に同じ。八二三頁を参照。
- (5) 『令義解』(『新訂増補国史大系』第二十二巻、吉川弘文館、一九六六年) 七十七頁を参照。
- (6) 『令義解』前篇(『新訂増補国史大系』第二十三巻、吉川弘文館、一九六六年) 一九六頁を参照。「令釈」については荊木美行編『令集解私記の研究』、汲古書院、一九九七年) 中の諸論文。宮部香織「大宝令注釈書『古記』について——研究史の整理と問題点」(『國學院大學日本文化研究所紀要』九十、二〇〇二年) などを参照。
- (7) 宮地治邦「三枝祭について」(大神神社史料編修委員会編『大神神社史料』第三巻 研究論説篇、大神神社史料編修委員会、一九七一年) 初出、一九四九年。三六四頁を参照。
- (8) 藤森馨「鎮花祭と三枝祭の祭祀構造」(『古代の天皇祭祀と神宮祭祀』、吉川弘文館、二〇一七年) 初出、二〇〇八年。二三四頁を参照。
- (9) 藤森氏註8文献に同じ。二二三頁を参照。
- (10) 『令義解』註6史料に同じ。
- (11) 『延喜式』巻第八神祇八「出雲国造神賀詞」には、「己命和魂^手八咫鏡^眞取託^ス、倭大物主櫛^眞玉命^手名^ヲ稱^ス、大御和^方神奈備^眞坐、」とあることから、大神神社の御祭神が大神神の和魂であったと考えられる。加えて、『延喜式』巻第一神祇一四時祭上を見ると、三枝祭の幣帛は三座の神に捧げられていたと考えられ、どこかの段階で祭祀対象の神が一座加えられたと考えられる。「延喜式」上(『訳注日本史料』、集英社、二〇〇〇年。五十頁と五〇二頁を参照。以降、傍線等は引用者によるものとし、旧字体等は常用漢字等に直し引用した)。
- (12) 『令義解』註5史料に同じ。七十七頁を参照。
- (13) 『令義解』註6史料に同じ。
- (14) 『令義解』註5史料に同じ。二十九頁を参照。
- (15) 『令義解』註6史料に同じ。二十九頁を参照。

- (16) 塩川哲朗「古代祈年祭の祭祀構造」(『古代の祭祀構造と伊勢神宮』、吉川弘文館、二〇一八年) 初出、二〇一七年。十五頁から十六頁を参照。
- (17) 藤森氏註8文献に同じ。二二八頁を参照。
- (18) 大関邦男「古代神社経済の構造」(『国史学』一五一、一九九三年)。
- (19) 橋本輝彦「近年の調査成果から見た三輪山祭祀・三輪氏について」(『大相』一九一、一九九六年) 三十八頁を参照。
- (20) 奈良県文化財保存事務所編「重要文化財大神神社摂社大直禰子神社社殿修理工事報告書」(奈良県教育委員会、一九八九年)。前園実知雄「大神寺と大直禰子神社―神仏習合の側面―」(『檀原考古学研究所編『檀原考古学研究所論集』第十二、吉川弘文館、一九九四年)。
- (21) 『大倭国正税帳』天平二年度(『天平諸国正税帳』、現代思潮社、一九八五年) 七頁から八頁、十頁を参照。
- (22) 『新抄格勅符抄』(『新訂増補国史大系』第二十七巻、吉川弘文館、一九六五年) 一頁から三頁を参照。
- (23) 『令義解』註5史料に同じ。
- (24) 『令集解』註6史料に同じ。
- (25) 藤森氏註8文献に同じ。二二〇頁から二二二頁を参照。
- (26) 藤森氏註8文献に同じ。二二三頁を参照。
- (27) 和田萃「率川社の相八卦読み―日本古代の陰陽師―」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』中、塙書房、一九九五年) 初出、一九九八年。
- (28) 『古事記』(『新訂増補国史大系』第七巻、吉川弘文館、一九九八年) 初版、一九六六年。七十一頁から七十三頁を参照。『日本書紀』前篇(『新訂増補国史大系』《普及版》、吉川弘文館、一九九四年) 一五八頁から一六二頁を参照。
- (29) 『令集解』註6史料に同じ。
- (30) 『古事記』註28史料に同じ。一頁から四頁を参照。
- (31) 『続日本紀』一(『新日本古典文学大系』十二、岩波書店、二〇二二年) 初版、一九八九年。二二〇頁を参照。
- (32) 『続日本紀』二(『新日本古典文学大系』十三、岩波書店、二〇〇八年) 初版、一九九〇年。七十二頁を参照。
- (33) 小林宣彦氏は、律令国家祭祀である三枝祭で大神氏が果たす役割が大きい理由として、「崇神紀」の大田田根子説話が大きく関係しているとし、「律令祭祀の形式から外れても、大物主神の神意に従うことが必要であり、『日本書紀』の伝承に沿った祭祀が最優先に行われるのは自然なことと言えるだろう」と述べている。小林宣彦「律令国家と疫神祭―鎮花祭と三枝祭に見る古代国家の防疫祭祀―」(『悠久』一六四、二〇二二年) 四十五頁を参照。
- (34) 三枝祭は「令釈」に「古記无別」とあることから、大宝神祇令に規定はされていたと考えられる。しかし、大宝令施行当初から規定されていたかは検討していく必要性があるのではないかと。つまり、大宝令施行より遅れて新たに規定された可能性が考えられる。鎮花祭の対象社である大神神社と狹井神社は、藤原京の北東にある三輪山西麓に位置することから、鎮花祭は藤原京を意識した防疫祭祀であり、大宝令施行当初(あるいは飛鳥浄御原令)から規定されていたと考えられる。
- しかし、平城京への遷都が本格化するにつれて平城京を意識した防疫祭祀が必要になり、そこで率川神社における三枝祭が新たに加わるのではないかと。それと時期を近くして、『記紀』編纂についても本格的な動きが見えてくる。『行紀』の三輪山祭祀伝承が世に出ることと合わせて平城京左京で執り行われる三枝祭の祭祀執行者もオオタネコの子孫とされる大神氏の氏上とする必要性があったのではないかと。以上はあくまで仮説に過ぎないが、遷都を契機として変更等が加えられたとされる神祇令祭祀に相嘗祭が上げられる。相嘗祭は、「令釈」に見える対象社と比較して、『延喜式』巻第二四時祭下に見える対象社の方が増加しており、これは平安京遷都の影響が大きいものと指摘

されている。このように見れば、神祇令祭祀と遷都の関係性を考える上でも三枝祭の成立過程については、今後、以上を念頭に考察し直す必要性があるのではないか。春古真哉「遷都の神祇祭祀におよぼす影響について」(『歴史地理学紀要』三十一、一九九〇年。丸山裕美子「斎院相嘗祭と諸社相嘗祭」令制相嘗祭の構造と展開」(愛知県立大学文学部論集 日本文化学科編「四十八、一九九九年。八十三頁から八十六頁を参照。

(35) 『日本書紀』後篇(『新訂増補 国史大系』(普及版)、吉川弘文館、一九九三年。三四三頁を参照。

(36) 相嘗祭については以下を参照した。黒崎輝人「相嘗祭班幣の成立」(『日本思想史研究』十三、一九八一年。高嶋弘志「神祇令集解相嘗祭条の検討」(『続日本紀研究』二二四、一九八二年。田中卓「神嘗・相嘗・新嘗・大嘗の関係について」(『神社と祭祀 田中卓著作集十一』I、国書刊行会、一九九四年) 初出、一九八九年。丸山氏註34文献に同じ。西宮秀紀「律令制神祇祭祀と畿内・大和国の神(社)」(『律令国家と神祇祭祀制度の研究』、塙書房、二〇〇四年) 二稿の論文から成るもので、初出はそれぞれ一九九二年、一九九七年である。塩川哲朗「相嘗祭の祭祀構造と古代神祇祭祀の基本形態」(『古代の祭祀構造と伊勢神宮』、吉川弘文館、二〇一八年) など。

(37) 『令集解』註6史料に同じ。一九七頁を参照。

(38) 塩川氏註36文献に同じ。一二七頁を参照。

(39) 『延喜式』註11史料に同じ。五十二頁を参照。

(40) 『延喜式』巻第九神祇九神名上にある狹井神社を確認すると、「名神大」[大]が無いが確認できるため、小社であったことがわかる。『延喜式』註11史料に同じ。五二六頁を参照。

(41) 岡田莊司「平安前期 神社祭祀の公祭化・下―九世紀後半の公祭について―」(『平安時代の国家と祭祀』、続群書類従完成会、一九九四年)

初出、一九八六年。一三〇頁から一三二頁を参照。

(42) 阿部氏註1文献に同じ。五一二頁を参照。田中卓「大神神社の古代祭祀―併せて伊勢神宮の創祀に及ぶ―」(『伊勢・三輪・賀茂・出雲の神々』田中卓著作集続一、国書刊行会、二〇一二年) 二六六頁から二七七頁を参照。

(43) 『延喜式』中(『訳注 日本史料』、集英社、二〇二一年) 初版、二〇〇七年。二八四頁を参照。

(44) 『延喜式』註11史料に同じ。五二六頁を参照。

(45) 藤森氏註8文献に同じ。二二九頁を参照。

(46) 岡田精司「古代の難波と住吉の神」(林陸朗先生還暦記念会編『日本古代の政治と制度』、続群書類従完成会、一九八五年)。

(47) 『日本書紀』註28史料に同じ。七十二頁から七十三頁を参照。

(48) 塩川哲朗「伊勢と出雲の祭祀構造」(鳥根県古代文化センター編『伊勢と出雲―鳥根県古代文化センター研究論集第三十三集、鳥根県教育委員会、二〇二四年) 八十三頁から八十四頁を参照。

(49) 本稿では、神戸と奉斎氏族との観点から、神の荒魂について考察を行う。伊勢については神郡という他社とは異なる特殊な基盤を有しており、伊勢神郡＝伊勢国神戸という形態とされていることから、荒祭宮と高宮の二社は考察の対象外とした。田中卓「伊勢神郡の成立」(『伊勢神宮の創祀と発展』田中卓著作集四、国書刊行会、一九八五年) 初出は一九五四年。後に、『神宮の創祀と発展』神宮教養叢書第五集(神宮司庁教導部、一九五九年)に収録され、本書へ再収録された。川畑勝久「伊勢神宮の神戸の成立」(『古代祭祀の伝承と基盤』、塙書房、二〇二二年)。

(50) 『延喜式』註11史料に同じ。六九六頁を参照。

(51) 『日本書紀』神功皇后摂政前紀には、「亦表筒男。中筒男。底筒男。三神誨之曰。吾和魂宜居天津渟中倉之長峽」とある。『日本書紀』註

- 28史料に同じ。二五一頁を参照。
- (52) 『延喜式』註11史料に同じ。五四二頁を参照。
- (53) 『新抄格勅符抄』註22史料に同じ。二頁を参照。
- (54) 『延喜式』註11史料に同じ。一七八頁を参照。
- (55) 『延喜式』註11史料の頭注による。六九六頁を参照。
- (56) 『令集解』註6史料に同じ。一九七頁を参照。先で確認したように、津守氏は国家の要請により住吉三神を祭ることとなった。津守氏本来の氏神は大海神社であったと考えられる。
- (57) 『日本書紀』註28史料に同じ。二四九頁から二五〇頁を参照。
- (58) 藤森氏註8文献に同じ。岡田莊司「古代の法制度と神道文化―天皇祭祀に関する不文の律、不文の法―」（明治聖徳記念学会紀要）復刊四十六、二〇一三年。同「古代の神祇祭祀体系―日本書紀「神代紀」から「天武紀」へ―」（『古代天皇と神祇の祭祀体系』吉川弘文館、二〇二二年）初出、二〇二〇年。塩川哲朗「古代祭祀の基本構造」（『古代の祭祀構造と伊勢神宮』吉川弘文館、二〇一八年）三五―一頁を参照。
- (59) 住吉大社編『住吉大社 学生社 日本の神社シリーズ』（学生社、二〇一九年）改定版の初版、二〇〇二年。九十頁を参照。本書以外にも住吉神社鎮座地と津守氏に触れた研究として、以下のものが上げられる。上田正昭「海神の原像」（『住吉と宗像の神 海神の軌跡』筑摩書房、一九八八年）。千田稔「住吉と難波―その古代地理―」（上田正昭編『住吉と宗像の神 海神の軌跡』筑摩書房、一九八八年）。田中卓「住吉大社の鎮座」（『住吉大社史』中巻、住吉大社奉賛会、一九九四年）。同「住吉大社の創祀」（『古代の住吉大社 続・田中卓著作集二』国書刊行会、二〇一二年）初出、一九九七年。
- (60) 『延喜式』註11史料に同じ。五四六頁を参照。
- (61) 『新抄格勅符抄』註22史料に同じ。五頁を参照。
- (62) 『新抄格勅符抄』註22史料に同じ。一頁を参照。ただし、「大和百一戸」の「百」について飯田瑞穂氏は、神戸の合計数からも誤りであることを指摘している。飯田瑞穂「關西史大系本「新抄格勅符抄」の校訂」（『古代史籍の研究 新抄格勅符抄 秘府略 類聚三代格』飯田瑞穂著作集三、吉川弘文館、二〇〇〇年）初出、一九六五年。八十八頁から八十九頁を参照。
- (63) 『延喜式』註11史料に同じ。一〇六頁と一〇八頁を参照。
- (64) 『日本書紀』註28史料に同じ。二五一頁を参照。
- (65) 伊勢神宮の祭祀とその奉仕者については、大関邦男「古代伊勢神宮の財政構造」（『国史学』一一八、一九八六年）。山口祐樹「古代伊勢神宮祭祀と大神宮司」（『國學院雜誌』一一九、二〇一八年）。塩川哲朗「古代伊勢神宮祭祀の基本構造」（『古代の祭祀構造と伊勢神宮』吉川弘文館、二〇一八年）などを参照。
- (66) 『新撰姓氏録』撰津国神別には、山直の祖として山背根子の娘である葉山媛を上げている。『新撰姓氏録』（『新撰姓氏録』本文編、吉川弘文館、一九六二年）二五七頁を参照。
- (67) 樋口清之「三輪山」（大場磐雄編『神道考古学講座』第五卷祭祀遺跡特説、雄山閣、一九七二年）。笹生衛「大神神社と三輪山麓の祭祀遺跡」（岡田莊氏・小林宣彦『日本神道史』（増補新版、吉川弘文館、二〇二二年）初版、二〇一〇年。同b「新たな視点で考える三輪山の古代祭祀」（『大和美』一四五、二〇一三年）など。
- (68) 拜殿周辺と禁足地から出土した遺物は、以下を参照した。奈良県教育委員会文化財保存課編『重要文化財大神神社拜殿及び三ツ鳥居修理工事報告書』（奈良県教育委員会文化財保存課、一九六〇年）。岡幸二郎「桜井市三輪 大神神社禁足地出土土持勾玉」（『奈良県文化財調査報告書』第六集、奈良県教育委員会、一九六三年）。佐々木幹雄「三輪山出土の須恵器」（『古代』六十六、一九七九年）。同「三輪山出土の須恵器―土器観察表―」（『古代』六十九・七十、一九八一年）。

同「三輪山祭祀の歴史的背景——出土須恵器を中心として」(滝口宏先生古稀記念考古学論集編集委員会編『古代探義——滝口宏先生古稀記念考古学論集』、早稲田大学出版部、一九八〇年)。奈良県立橿原考古学研究所編『大神神社境内地発掘調査報告書——防災工事に伴う調査——』(大神神社、一九八四年)。大平茂「三輪山麓出土の子持勾玉祭祀とその歴史的背景」(『祭祀考古学』、雄山閣、二〇〇八年)初出、二〇〇七年。篠原祐一「石製祭具から見る山の神遺跡」(『大美和』一三五、二〇一八年)。

(69)

山ノ神遺跡と奥垣内遺跡から出土した遺物は以下を参照した。樋口清之「奈良県三輪町山ノ神遺跡研究」(『考古学雑誌』二十、一九二十年)。樋口氏註67文献に同じ。寺沢薫「三輪山の祭祀遺跡とそのマツリ」(和田萃編『大神と石上神体山と禁足地』、筑摩書房、一九八七年)。笹生衛「三輪山麓の古代祭祀再考——山ノ神遺跡の出土資料を中心に——」(『大美和』一一九、二〇一〇年)。篠原氏註68文献に同じ。拙稿「古代の大神神社の「神宮」に関する一考察——その構造と歴史的背景について——」(『神道史研究』七十二、二〇二二年)。

(70)

狭井神社の成立時期については明確にし難いが、神の「荒魂」の観点からすれば、『出雲国風土記』意于郡条の記事が重視される。その内容は飛鳥浄御原宮の天皇(『天武天皇』)の御代に、語臣である猪麻呂の娘が和爾に食べられてしまった。それに怒った猪麻呂は和爾に復讐すべく天神・地神と出雲国の神社などに訴えを起す。その中の文言に、「荒魂者皆悉依_レ給猪麻呂之所_レ乞」とあり、天武天皇の御代である七世紀末頃には、神の「荒魂」という概念が成立していた可能性が高い。ここから、大神神の「荒魂」を祭る狭井神社も、古墳時代祭祀の歴史的背景を受ける形で、七世紀末以降には狭井川付近に鎮座し、鎮花祭を執り行う官社となったのではないか。『出雲国風土記』意于郡条 本文編(『風土記 常陸国・出雲国・播磨国・豊後国・肥前国』、

(71)

山川出版社、二〇一六年)一八五頁から一八六頁を参照。本書の訓読分編を参照しながら返り点を付した。
佐々木幹雄氏は、狭井川付近の「辰五郎」と呼ばれる地点から出土した須恵器を六世紀後半から七世紀前半頃の年代のものとする。須恵器のみであるため、狭井川周辺での祭祀とどう結びつけるかが今後の課題であらう。佐々木幹雄「新出土の三輪山須恵器」(『古代』八十一、一九八六年)。
(72) 笹生氏註67 a b 文献に同じ。筆者も六世紀代の中で大神氏が三輪山祭祀を担う奉斎氏族としての立場を色濃くしたと考える。拙稿「大神氏と三輪山祭祀の関係性に関する一試論」(『神道宗教』二七三、二〇二四年)八十六頁を参照。
(73) 『古事記』註28史料に同じ。七十二頁から七十三頁を参照。
(74) 『古事記』註28史料に同じ。六十一頁から六十二頁を参照。